

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立三島西中学校

はじめに 本校では、「いじめ防止対策推進法」を順守するとともに、「四国中央市いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、生徒をいじめの加害者にも被害者にもさせないという目的の下、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

「四国中央市いじめの防止等のための基本的な方針」の記載事項に準じる。

2 本校におけるいじめ未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

ア 生徒理解に基づく人間関係づくり

常に生徒と共に過ごし、生活ノート「あけぼの」による対話や教育相談、家庭訪問等により、生徒一人一人を深く理解し、豊かな人間関係を築く。

イ 自己有用感と自己肯定感の醸成

全ての生徒が活躍できる学級活動や行事への取組を通し、絆や自己有用感を感じ取らせ、お互いを認め合うことによって自己肯定感を醸成する。

ウ 家庭との連携

学級通信の積極的な発行、積極的な家庭訪問や対話等により、保護者の信頼と協力を得て、よきパートナーシップを形成する。

(2) 人権・同和教育の充実

ア いじめが起こりにくい集団づくり

学級人権目標をつくり、正義が通る規律ある学級づくりを目指す。班から学級全体へ、自分の思いを語り合い、戒め合い、支え合うことができる集団づくりをする。

イ 教職員の人権感覚・人権意識の高揚

教職員一人一人が差別の現実から深く学び、人権意識を高め人権問題解決への確固たる姿勢を確立する。

ウ 全ての教育活動の中で行う人権・同和教育

全教育活動で人権尊重の精神を貫き、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や思いやりの心、他人の心の痛みが分かる心を育てる。

(3) 道徳教育の充実

ア 指導体制の充実

道徳教育推進教師が中心となり、年間指導計画や生徒の実態に応じた計画的、系統的な道徳教育を学校全体で確実に推進する。

イ 体験活動を生かす指導の充実

自然の家での活動（1年）や職場体験学習（2年）、ボランティア活動（全学年）等を踏まえて、様々な道徳的価値の自覚を深める学習を行い、豊かな情操や道徳心、規範意識等を育てる。

ウ 効果的な教材の開発や活用

いじめ問題の解決をねらいとした教材や自作資料により、自らのこととして考え方行動できる生徒を育てる。

(4) 体験活動の充実

ア 交流体験の充実

総合的な学習の時間に行う、働く人に学ぶ講座（1年）、職場体験学習（2年）、人権劇（3年）等により、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

イ 体験活動による人間関係づくり生徒の良さを見付け、褒めることを基本にした活動を展開し、体験活動中や事前事後の話し合い活動を充実させることにより、教師と生徒、生徒相互の豊かな人間関係づくりをする。

(5) 生徒の主体的な活動

ア 生徒会が主体となった集会活動やボランティア活動

生徒会が主体となり、生徒総会や人権集会の企画や運営、社会貢献や社会参加に関する活動を行う。学校生活の諸問題を協力して解決しようとする自主的、実践的な態度や社会の中で共に生きる豊かな人間性を養う。

イ 専門委員会の活動

六つの専門委員会において、各分野における学校生活の諸問題とその解決策について話し合い、具体的な実践により、自発的、自治的な態度と能力を育てる。

ウ 生徒会が取り組むいじめ防止

生徒自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴える取組を推進する。また、西中いじめ根絶宣言（平成29年度策定）を柱とし、周知や改正によって意識付けを強化する。

(6) 分かる授業づくり

ア 基本的な学習習慣と授業規律

「学習の心得」（挙手は高く、姿勢を正し、返事は大きく、目で聞こう）の徹底と学習評価表の活用により、基本的な学習習慣と授業規律を確立する。また、家庭との連携を深め、家庭学習の充実を図る。

イ 学力向上推進計画に基づく授業実践

授業の中で生徒が劣等感や焦りなどのストレスを感じないよう、学力向上推進計画に基づき、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを進める。校長による授業参観や教職員相互の参観、校内授業研究会などの研修により授業力を高める。

ウ 仲間づくりと学力向上

各教科の授業の中で、小集団学習を取り入れ、定期テスト前に全校で学び合い学習を行う。班員や級友とお互いに勉強を教え合い、学び合うことにより、仲間づくりと学力の定着・向上を目指す。

(7) 特別活動の充実

ア コミュニケーション能力育成のための手法の研修

自他の意見の相違を認め合い建設的に調整して解決する力や他者の気持ちを考えてコミュニケーションを図る能力を育てるため、ワークショップ等の手法を教職員研修で身に付ける。

イ ソーシャル・スキルトレーニングやアサーション・トレーニング等の取組

研修した手法を学年や学級の実態に応じ実践する。特に、ロールプレイを用いたソーシャル・スキルトレーニングと自分と相手の気持ち双方を大切にする表現力を学ぶアサーション・トレーニングは全学級で取り組む。

(8) 相談体制の整備

ア 教育相談の充実

学級担任は、日常の観察や雑談、あけぼの（生活ノート）、アンケート、教職員間の情報交換などで生徒個々の生活や悩み等を把握し、機会を捉えて教育相談を行う。

また、毎学期、期末テスト期間中に全校一斉の教育相談の時間を設定する。

イ 相談員の活用と相談室の整備

心の教室相談員の活動を周知し、相談の窓口として生徒や保護者が相談活動を行うことができるようとする。また、相談室をプライバシーに配慮した設備にし、相談員と教科担任が協力して学習支援ができる体制を整備する。

ウ 外部機関との連携

生徒の実態や保護者の要望に応じ、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや市こども支援室の職員等とも連携して柔軟な相談活動が行えるように、体制を整備する。

(9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

ア 情報モラル教育の推進と保護者啓発

道徳の時間や技術科等で情報活用能力を養い、適切に活用するためのデジタルシティズンシップ教育を推進するとともに、関係機関等と連携し、スマートフォンやインターネットによる犯罪やいじめ等についての講演会を実施するなど、生徒・保護者に啓発を行う。また、SNS上のトラブルは、日常生活における関係性の中で生じるものであるため、早期に発見・対応できるよう保護者との連携・相談体制を構築し、個々の教職員も継続的に指導を行う。

イ 教職員に対する情報モラル教育の研修の実施

個々の授業や学年・学校全体での指導につなげるために、教職員に対して情報モラル教育を実施し、どの教職員であっても適切に情報モラル教育が行うことができる体制を構築する。

ウ 関係機関と連携した早期発見・対応

インターネットを通じてのいじめを発見した場合は関係機関等と連携し、プロバイダに情報削除や発信停止等の措置を求める。また、ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口として法務局の取組について周知する。

(10) 発達障がい等への共通理解

ア 発達障がい等についての正しい認識

教職員は、校内研修により、発達障がい等について正しい認識を持つ。

イ 発達障がいのある生徒等への適切な対応

特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任が中心となり、発達障がい等の配慮が必要な生徒に関する情報を共有する。また、支援会議の内容や個別の指導計画等について理解を深め、生徒に対し適切な支援や対応ができるようにする。

(11) 校内研修の充実

ア 生徒指導上の諸問題に関する校内研修の実施

教職員間の共通認識の下、同一歩調による対応ができるよう、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等、また、いじめ防止対策推進法等の法令に関することや本校の直面している課題等

について校内研修を計画的に実施する。

イ 人権・同和教育研修の充実

教職員一人一人が差別の現実から深く学び、人権意識を高め人権問題解決への確固たる姿勢を確立する。

ウ SNSの急速な発達に伴う情報化社会において、教職員が行う教育活動の中で情報モラル教育が適切に進めることができるよう、関係諸機関と連携した継続的な研修を行う。

(12) 学校相互間の連携協力体制の整備

ア 小中連絡会

毎年3月の小中連絡会では、中学校教職員が小学校に赴き、新入生についての十分な情報交換や引継ぎを行う。

イ 市内の学校との連携

定期的に行われる生徒指導主事会において、いじめ問題を議題にして情報交換や研修を行い、協力体制を整備する。また、いじめ対策における生徒指導主事のリーダーシップや実践力を高め、本校のいじめ対策の取組に活かす。

3 いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1) 名称 「いじめ対策小委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、いじめ対策担当（生徒指導主事が兼任）、必要に応じて、PTA会長、学校運営協議会委員、外部専門家等

(3) 活動内容

ア 早期発見のための研修

あけぼの（生活ノート）指導や教育相談等の充実により、信頼関係を基盤に、生徒の声を真剣に受けとめる姿勢を教職員の基本姿勢として徹底する。また、生徒の活動場所には常に教職員がつくことを基本姿勢として徹底する。

イ アンケート等調査の工夫

「ジブンミカタプログラム」を活用し、全校一斉に毎月実施する。インターネットに関する内容を盛り込むなど、活用方法等については適時見直しを行い、いじめの早期発見や早期対応において実効性のあるものにしていく。

ウ 相談活動の充実

いじめ問題に関する生徒からの相談・通報の窓口としての役割を周知しておく。また、教職員が、あけぼのや観察、チェックリスト等により、いじめのささいな兆候や懸念、訴えを把握した場合には、抱え込まずに全て当委員会に報告・相談できる体制を整備しておく。

エ 保護者との連携・情報の共有

各種保護者会や学校ホームページ上において、当委員会の目的や役割、活動内容等について保護者に周知し、相談の窓口とする。相談内容に応じて必要、適切な情報を提供し、共有する。

オ 地域及び関係機関との連携

当委員会の機能を充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市こども支援室、心理・福祉等の専門家、法務局、四国中央警察署等との連携体制を整備しておく。

カ いじめの防止等のための取組に係る達成目標の設置

年間取組計画の各内容について確実な履行を目標とし、各学期末に検証する。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

学校評価におけるいじめ問題の解決に向けた取組について検証し、評価、改善を行う。

(4) 年間取組計画の策定

学 期	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期	<ul style="list-style-type: none">○いじめ対策小委員会（方針・活動計画等）○職員研修（基本方針の確認・共通理解、生徒に関する情報交換）○指導部会・職員研修（学校評価の考察）	<ul style="list-style-type: none">○学級開き・集団づくり・学級目標づくり○P T A参観日・総会（基本方針の説明・啓発）○家庭訪問（生徒理解・保護者との連携）○人権・同和教育参観日○行事を通した仲間づくり（自然の家、クラスマッチ、人権集会）○P T A講演会・学年別懇談会（四国中央警察署の講師による講演）	<ul style="list-style-type: none">○毎月「ジブンミカタプログラム」の実施○全校一斉生活悩み調査、教育相談（期末テスト時）○個人教育懇談会○学校評価アンケートの実施
2 学期	<ul style="list-style-type: none">○いじめ対策小委員会（2・3学期の計画）○職員研修（事例研）○指導部会・職員研修（学校評価の考察）	<ul style="list-style-type: none">○行事を通した仲間づくり（体育祭、修学旅行、遠足、文化祭等）○人権集会（人権劇上演を通しての学習）	<ul style="list-style-type: none">○毎月「ジブンミカタプログラム」の実施○全校一斉生活悩み調査、教育相談（期末テスト時）○個人教育懇談会○学校評価の実施
3 学期	<ul style="list-style-type: none">○学校運営協議会（自己評価結果の考察）○いじめ対策小委員会（本年度の反省）○職員研修（次年度の取組）	<ul style="list-style-type: none">○学年人権集会（1年間の総括）○小中連絡会（引継ぎと情報交換）	<ul style="list-style-type: none">○毎月「ジブンミカタプログラム」の実施

(5) アンケートの実施・考察

各行事等において、いじめ防止の視点においてアンケートを実施し考察を行う。

4 いじめが発生した場合の組織の設置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、企画委員、(必要に応じて) 心の教室相談員、PTA会長・副会長、学校運営協議会委員、心理・福祉の専門家等

(3) 活動内容

- ア 事実確認・情報共有
- イ 被害生徒・保護者に対する説明、支援
- ウ 加害生徒への指導及び保護者への支援
- エ 教育委員会への報告・連絡・相談
- オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
- カ 教育上必要があると認めるときの懲戒、出席停止
- キ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときの措置
- ク 生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときの措置
- ケ 再発防止のための対策

5 重大事態への対処

重大事態とは、

- ・ いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童生徒が自殺を企図した場合等)
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連續して欠席しているような場合は、迅速に着手する。)

※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態発生したものとして報告・調査等にあたる。

直ちに四国中央市教育委員会に発生報告を行い、「四国中央市いじめの防止等のための基本的な方針」の記載事項に準じて速やかに対処を行う。

(1) いじめの初期対応のフローチャート

- ア いじめ及びいじめ重大事態に対応する際の手順や対応の流れを確認し、フローチャート等を作成する。（愛媛県教育委員会作成の「教職員用いじめ対策ガイド」参照）
- イ 該当学年団を中心に、校内いじめ問題対応チームを招集し、対応、計画、協議を行う。

(2) いじめ重大事態の基本的な対応チェックリスト

チェックリストを活用し、平時から定期的に不備がないか確認を行う。

（文部科学省「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」参照）

(3) 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築について

いじめ重大事態は複雑な事象となる場合が多いため、正確な事実関係の把握及び記録、情報共有が必要となる。そこで、記録用紙を用いて情報を記録、整理し正確な事実関係を把握する。

四国中央市立三島西中学校
いじめ対応行動マニュアル



基本概念

- ❖ 自分の周りにいじめがあり得ることを常に想定しておくこと。
- ❖ 絶対に一人で抱え込まない。すぐに報告を行い、チームで万全の対応を行うこと。
- ❖ 常に被害者の立場になって考え、子どもの命に関わる問題と心得ること。

いじめ早期発見の努力事項

本人・保護者からの発見

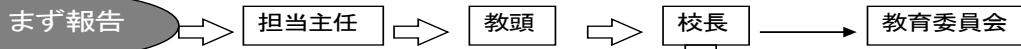
- ❖ 常に相談しやすい関係を築く。(日記指導・家庭との連絡・学級通信)
- ❖ 教科担任や部活動顧問との情報交換
- ❖ 相談窓口の周知徹底(スクールカウンセラー・心の教室相談員・日記等)

本人・保護者以外からの発見

- ❖ 定期的・臨時のアンケート調査の実施
- ❖ 傍観者をつくる支援者・告発者を創り出す学級経営。
- ❖ 人権尊重の支持的風土づくり
- ❖ 地域への積極的な情報発信と収集

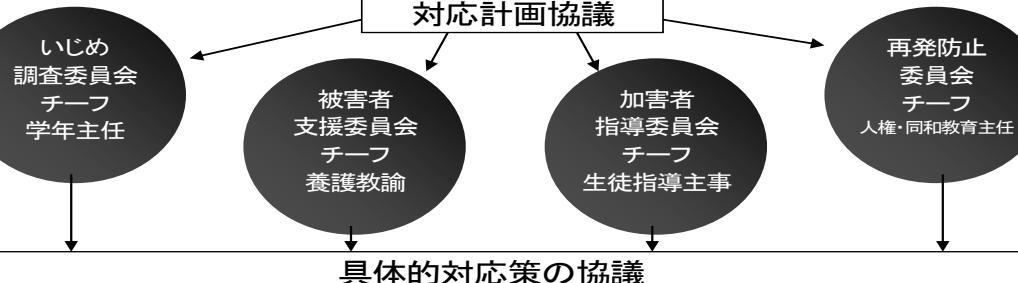
アンテナを広げ、どんな小さな情報もキャッチできる体制

いじめをキャッチしたときの行動

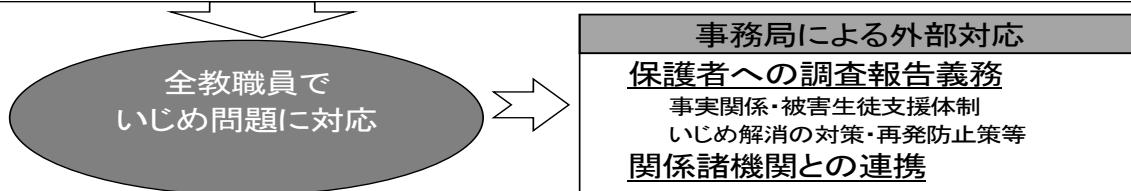


校内いじめ問題対応チームの招集

校長、教頭、教務、生徒指導主事、学年主任、人権・同和教育主任
養護教諭、心の相談員、学級担任、その他関係教職員



臨時職員会議



6 学校評価

いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

三島西中学校ホームページで「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。